

シャープ株式会社亀山工場に勤務していた外国人離職者の三重県営住宅募集要領

シャープ株式会社亀山工場に勤務していた有期雇用の外国人労働者で、平成30年1月から12月までに離職し、現在、三重県内において求職中の方を対象として、1年間を期限に入居を許可します。

1 申込期間

平成31年2月4日（月）～平成31年3月8日（金） ※消印有効

2 申込書類の配布場所（配布時間は午前8時30分から午後5時まで）

三重県県土整備部住宅政策課 津市広明町13番地
鈴鹿亀山不動産事業協同組合 鈴鹿市寺家町1085-1
伊賀南部不動産事業協同組合 津市上浜町1丁目5-1 エトアール津102

3 受付場所（郵送に限ります。）

鈴鹿亀山不動産事業協同組合 〒510-0253 鈴鹿市寺家町1085-1 電話059-373-6802
伊賀南部不動産事業協同組合 〒514-0008 津市上浜町1丁目5-1 エトアール津102 電話059-221-6171

4 申込方法

申込者が3の受付場所へ以下の書類を添えて郵送（直接持参は不可。平成31年3月8日の消印有効です。）してください。なお、以下の書類を全てそろえる必要があります。

必要書類：①三重県営住宅一時使用許可申請書、②返信ハガキ（切手を貼ってください）、③離職証明書（雇用されていた事業所で受け取ってください）、④住民票の謄本（世帯主、続柄、国籍・地域、在留資格、在留期間等、在留の期間の満了日、在留カード等の番号が記載されているもの）、⑤出生証明の写し、⑥ハローワークカード（ハローワークで発行を受けたもの）の写し

5 県営住宅の募集戸数

募集戸数 11戸（提供の詳細は、別表「募集団地及び戸数」のとおり）

6 入居条件

- (1) 敷金・保証人は、不要です。
- (2) 住宅の提供期間は、1年以内とし、使用期間後に住み続けることはできません。
- (3) 住宅使用料は毎月末日までに納付してください。
- (4) 県の許可なく入居者および同居者を変更することはできません。
- (5) 団地によっては、共益費や自治会費、駐車場利用料がかかります。
- (6) ペットの飼育はできません。
- (7) 駐車場は1世帯1台まで利用できます。
- (8) 県の許可なく部屋の模様替え（壁の塗り替えやクロス替え、既設設備の撤去等）はできません。
- (9) 騒音や振動、悪臭など近隣の方に迷惑をかける行為は禁止されています。
- (10) 住戸内では、営業行為は禁止されています。
- (11) 退去の際には、原状回復（入居当初の状態にして部屋を返還）をしていただきます。

7 入居申込み資格

以下の条件を有する方が応募できます。

- (1) シャープ株式会社亀山工場に勤務していた有期雇用の外国人労働者で、平成30年1月から12月までに離職し、現在、三重県内において求職中であること
- (2) 同居する親族があること（60歳以上の方、障がい者、生活保護受給者等に限り、単身での申し込みが可能な住宅があります。）
- (3) 入居者及び同居しようとする親族が次のいずれにも該当しないこと
 - ① 県営住宅の明渡しの請求を平成28年4月1日以後に受け、明渡しの期限までに、住宅を明け渡したときは、明渡しを行った日の翌日から2年を経過していないこと
 - ② 県営住宅の明渡しの請求を平成28年4月1日以後に受け、明渡しの期限までに、明け渡さなかったときは、明渡しを行った日の翌日から4年を経過していないこと
 - ③ 県営住宅の明渡しの請求を受けた者と同居していた者のうち、明渡しの原因となった行為をした者が

入居しようとする場合又は同居しようとする者に含まれる場合は、明渡しのあった日の翌日から2年を経過していないこと

- (4) 過去に県営住宅に入居していた者については、県営住宅の未納の家賃、損害賠償金その他費用負担の義務がないこと
- (5) 過去において県営住宅に入居していた者であって、当該住宅の使用に係る債務を免れていないこと
- (6) 入居者及び同居しようとする親族が暴力団員でないこと

8 公開抽選日等

応募者が住宅の提供戸数を上回った場合は抽選により、入居者を決定します。抽選会の日時や場所については、申込者あてに通知します。

9 入居指定日

平成31年4月20日（土）

10 申込方法等の詳細についての問合せ先

三重県県土整備部住宅政策課	電話 059-224-2703
鈴鹿亀山不動産事業協同組合	電話 059-373-6802
伊賀南部不動産事業協同組合	電話 059-221-6171